

飛騨法人会だより

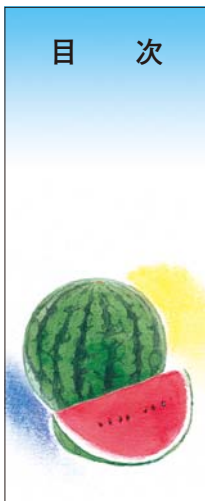
No.194
2013

平成25年8月20日 第194号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛騨法人会 発行人 岡田賛三／編集人 鍋島道雄

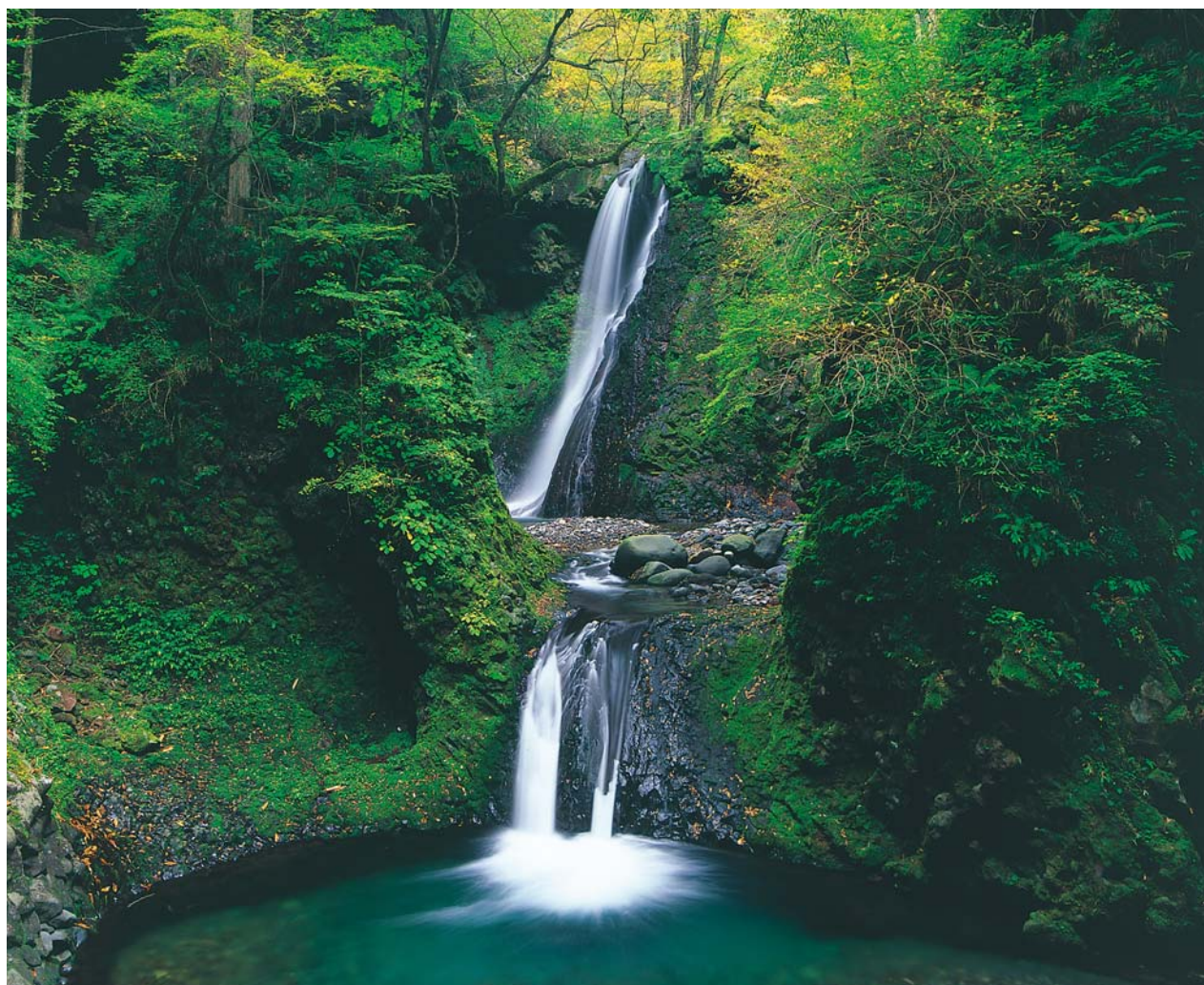
ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/> TEL 0577-34-2201
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp FAX 0577-33-1093

夏

目次



- 新署長さんのご紹介……高山税務署長 井家 益光……………2
- 高山税務署 定期人事異動……………3
- 税務署からのお知らせ……………4～9
 - 平成25年度 税制改正(法人課税) ●源泉所得税の改正のあらまし
- 第58回 通常総会・飛騨法人会 改組55周年記念総会
ならびに(公社)飛騨法人会 第1回 定時総会開催……………10～12
- 第1回(一社)岐阜県法人会連合会 定時総会開催……………13
- 休憩室……………今宵も「鶏ちゃん」で一杯、飲みましょう！……………14～15
- 事業所訪問……………株式会社 和仁農園……………16～17
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース)……………18～19
- 青年部会だより……………20
- 女性部会だより……………21
- 読者の窓……………23
- 事務局だより・編集後記……………24



— 岐阜の宝もの 兵衛谷 しょうけ滝(落差23m、下呂市小坂町) — 撮影：和合 正

高山税務署 新署長さんのご紹介



高山税務署長 いのいえ ますみつ 井家 益光

署長さんは、昭和31年生まれで、56歳です。

ご出身は、石川県の安宅関で有名(本人弁)な空港のある小松市ですが、現在は愛知県に自宅があるそうです。高山には、奥さんと娘さんを残され単身赴任されました。

昭和51年の名古屋中村税務署を振り出しに、名古屋国税局で情報処理、会計課、納税者支援調整官、国税広報広聴室、総務課と様々な仕事を経験され平成18年には岐阜北税務署の副署長、その後は、豊橋税務署特別国税調査官、国税局調査部統括国税調査官を経て高山税務署長に着任されました。

飛驒地方の印象としては、伝統がしっかり守られていて美味しいお酒のあるところといった印象をもたれ、このすばらしい飛驒地方の税務署長ということで身の引き締まる思いでいるとのことでした。

趣味は特にないそうですが、のんびり温泉めぐりをしようかなとおっしゃっていました。

着任に当たっては、「納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」などの国税庁の使命を踏まえ、適正・公平で納税者の皆様に信頼していただける税務行政を推進したいとお話になっていました。

高山税務署 定期人事異動

転 出 等			転 入		
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
署 長	藤 原 茂 由	局 総 務 部 事 務 管 理 課 長	署 長	井 家 益 光	局 調 査 部 調 査 第 三 部 門 統 括 国 税 調 査 官
法 人 課 税 部 門 職 員					
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
法人課税第一部門統括国税調査官	石 田 卓 也	中 川 法 人 課 税 第 一 部 門 統 括 国 税 調 査 官	法人課税第一部門統括国税調査官	笠 井 孝 志	静 岡 法 人 課 税 第 二 部 門 統 括 国 税 調 査 官
法人課税第一部門上席国税調査官	後 藤 学	名 古 屋 中 特 官 (開 発) 付 上 席 国 税 調 査 官	法人課税第一部門上席国税調査官	神 谷 成 孝	熱 田 特 官 (開 発) 付 上 席 国 税 調 査 官
法人課税第一部門国税調査官	鳥 居 孝 訓	局 総 務 部 人 事 第 二 課 研 修 係 主 任	法人課税第一部門上席国税調査官	田 島 雄 人	熱 田 法 人 課 税 第 一 部 門 上 席 国 税 調 査 官
法人課税第一部門国税調査官	小 鳥 朋 之	名 古 屋 北 法 人 国 税 調 査 官	法人課税第一部門国税調査官	廣 瀬 達 大	大 垣 法 人 課 税 第 四 部 門 国 税 調 査 官
法人課税第二部門上席国税調査官	谷 腰 和 明	名 古 屋 中 法 人 上 席 国 税 調 査 官	法人課税第二部門国税調査官	坂 崎 良	中 川 法 人 課 税 第 四 部 門 国 税 調 査 官
法人課税第二部門国税調査官	笠 川 紘 史	局 総 務 部 会 計 課 経 費 第 二 係 主 任	法人課税第二部門国税調査官	永 野 隆 太 郎	豊 橋 法 人 課 税 第 四 部 門 国 税 調 査 官
法人課税第二部門国税調査官	山 田 泰 久	熱 田 法 人 国 税 調 査 官			
そ の 他 の 部 門 の 職 員					
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
総 務 課 長	小 林 昭 彦	中 川 総 務 課 長	総 務 課 長	小 川 洋 明	局 課 税 第 一 部 統 括 国 税 実 査 官 付 統 括 主 査
総 務 課 主 任	小 泉 直 外	千 種 総 務 課 主 任	管理運営部門統括国税徴収官	金 原 康 宏	一 宮 管理運営第二部門統括国税徴収官
管理運営部門統括国税徴収官	後 藤 哲 也	尾 張 瀬 戸 管理運営第一部門統括国税徴収官	管理運営部門上席国税徴収官	大 形 博 之	半 田 管理運営第一部門上席国税徴収官
管理運営部門上席国税徴収官	大 石 朋 久	名 古 屋 西 法 人 上 席 国 税 調 査 官	管理運営徴収部門統括国税徴収官	西 川 亘	名 古 屋 中 村 管理運営第一部門統括上席国税徴収官
管理運営徴収部門統括国税徴収官	伊 藤 直 樹	名 古 屋 中 村 管理運営第二部門統括国税徴収官	管理運営徴収部門上席国税徴収官	中 島 実 下	田 管理運営部門上席国税徴収官
管理運営徴収部門上席国税徴収官	梅 村 定 男	関 管理運営部門上席国税徴収官	管理運営徴収部門国税徴収官	都 築 和	中 川 管理運営第二部門国税徴収官
管理運営徴収部門国税徴収官	奥 名 慶 之	三 鳥 管理運営部門国税徴収官	個人課税第一部門統括国税調査官	住 田 和 彦	浜 松 西 個人課税第三部門統括国税調査官
管理運営徴収部門事務官	蒔 田 謙	浜 松 西 徴 収 部 門 事 務 官	個人課税第一部門上席国税調査官	山 内 治 和	熱 田 法 人 課 税 第 五 部 門 上 席 国 税 調 査 官
個人課税第一部門統括国税調査官	森 岡 伸 一	昭 和 個人課税第一部門統括国税調査官	個人課税第二部門上席国税調査官	杉 本 一 樹	千 種 個人課税第四部門上席国税調査官
個人課税第一部門上席国税調査官	伊 藤 雅 史	岡 崎 個人課税第一部門統括上席国税調査官	個人課税第二部門国税調査官	奥 井 彩 香	伊 勢 個人課税第三部門国税調査官
個人課税第二部門統括国税調査官	森 稔 宏	豊 橋 税 務 広 報 広 聴 官	資産課税部門統括国税調査官	山 内 俊 寛	局 課 税 第 一 部 資 産 課 税 課 監 理 第 三 係 長
個人課税第二部門上席国税調査官	尾 崎 嘉 彦	昭 和 個人課税上席国税調査官	資産課税部門上席国税調査官	中 山 人 支 鈴	鹿 総 務 課 総 務 係 長
個人課税第二部門国税調査官	船 坂 欣 彦	名 古 屋 中 審 理 専 門 官 (個 人) 付 国 税 調 査 官	資産課税部門国税調査官	森 善 之	半 田 資 産 課 税 第 二 部 門 国 税 調 査 官
資産課税部門統括国税調査官	川 口 祐 司	局 課 税 第 一 部 資 産 課 税 課 連 絡 調 査 官	資産課税部門国税調査官	上 田 真 沙 巳	大 垣 資 産 課 税 部 門 国 税 調 査 官
資産課税部門上席国税調査官	井 深 豊 久	局 課 税 第 二 部 資 料 調 査 第 一 課 国 税 実 査 官			
資産課税部門国税調査官	永 田 俊 介	税 大 名 古 屋 課 務 所 教 務 係 主 任			

(注) 高山税務署内での異動は掲載しておりません。

税務署からのお知らせ

平成25年度

税制改正



法人課税

生産等設備投資促進税制の創設

- 生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図るとともに、国内における設備投資需要を喚起する観点から、生産等設備投資促進税制を創設します。

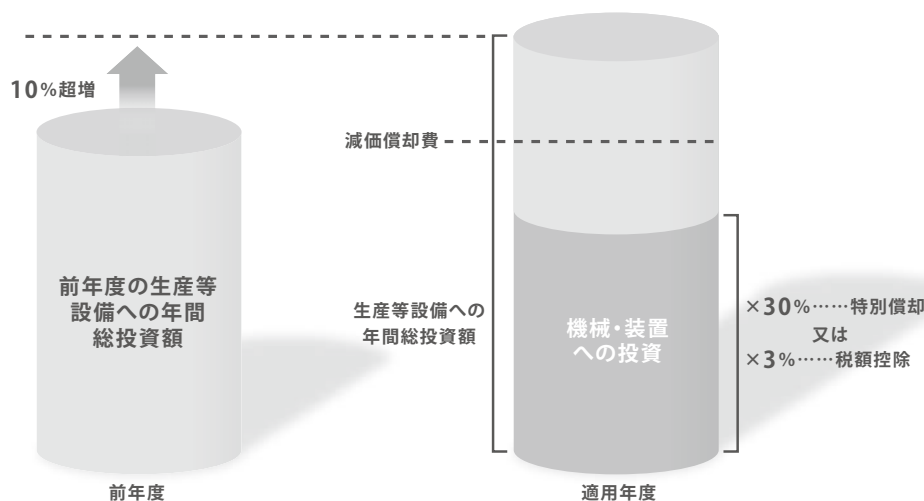
具体的には、

- ① 国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、
- ② 国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加、

した事業年度において、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除（法人税額の20%を限度）ができる制度を創設します。

[平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用します。]

※ 生産等設備とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産（無形固定資産及び生物を除く。）で構成されるものをいいます。
なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しません。

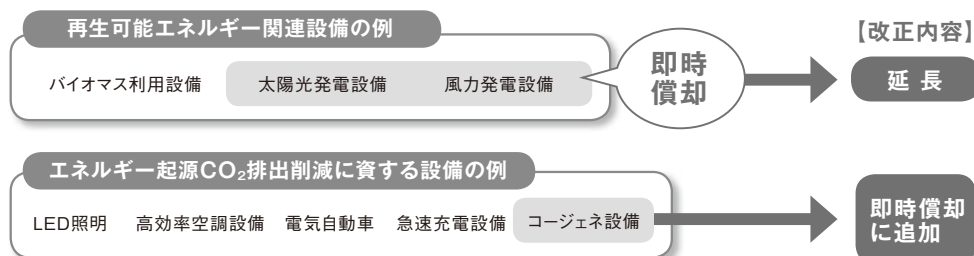


環境関連投資促進税制の拡充等

- 再生可能エネルギーと省エネ設備の導入を最大限促進するため、太陽光・風力発電設備の即時償却制度を継続(2年延長)するとともに、その対象設備の範囲に省エネ設備であるコージェネレーション設備を追加します。
- 上記に併せ、その他の設備の特別償却・税額控除制度について、対象設備を見直しの上、2年延長します。

参考 改正前の制度の概要

- エネルギー起源CO₂排出削減等に資する設備の取得等をした場合、取得価額の30%の特別償却(H26.3.31まで)
- 太陽光発電設備及び風力発電設備の取得等をした場合、即時償却(H25.3.31まで)
- 中小企業は、7%の税額控除との選択可

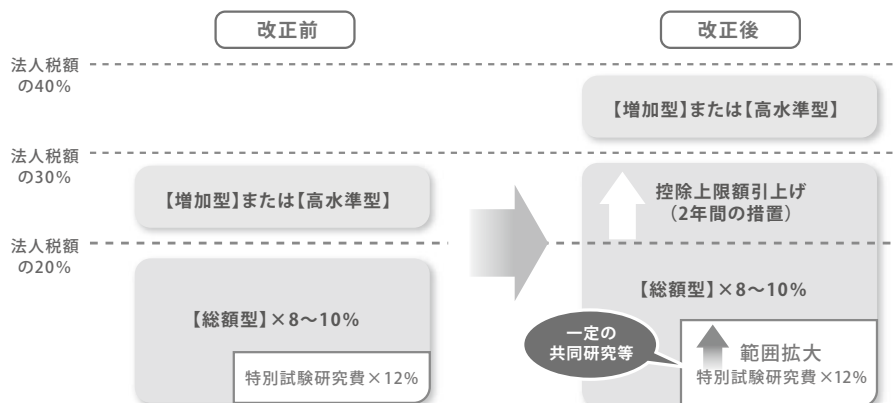


研究開発税制の拡充

- 企業のイノベーションを促進する観点から、研究開発税制を拡充します。
- 具体的には、2年間の時限措置として、税額控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、オープンイノベーション促進の観点から、特別試験研究費の範囲を拡大します。

参考 改正前の制度の概要

法人が試験研究を行った場合、試験研究費の総額の8~10%(特別試験研究費の額については12%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができます。



所得拡大促進税制の創設

- 個人所得の拡大を図る観点から、企業の労働分配（給与等支給）を促す所得拡大促進税制を創設します。
- 具体的には、基準年度と比較して5%以上、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）できる制度を創設します。

〔平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。〕

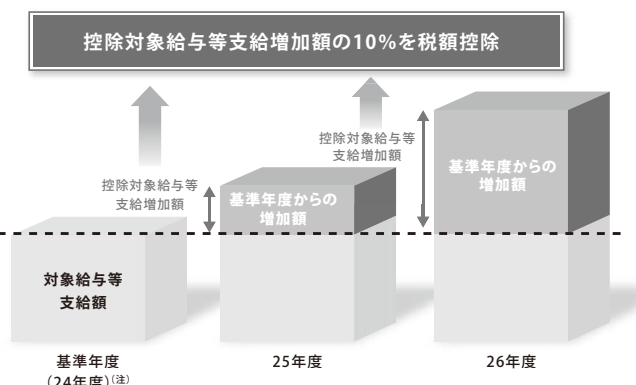
※雇用促進税制とは選択適用

【要件】

以下の全てを満たすこと。

- ① 基準年度と比較して5%以上給与等支給額が増加
- ② 給与等支給額が前事業年度を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと

（注）基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。



雇用促進税制の拡充

- 雇用の一層の確保を図る観点から、雇用促進税制を拡充し、税額控除額を増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げます。〔平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。〕

※所得拡大促進税制とは選択適用

参考 改正前の制度の概要

当期中に増加した雇用者（雇用保険の一般保険者）1人当たり20万円の税額控除ができる制度（法人税額の10%（中小企業等にあっては20%）を限度）

- 雇用者数が前事業年度末に比して10%以上及び5人以上（中小企業等は2人以上）増加。
- 前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと。
- 当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること。

〔算式〕 給与増加額 \geq 前事業年度の給与額 \times 雇用者の増加率 \times 30%

【事業年度開始後】
ハローワークに「雇用促進計画」を届出。

【事業年度終了後】
ハローワークで

- ① 雇用保険一般被保険者数の一定の増加、
- ② 事業主都合の離職がないこと、

の確認を受ける。

+

- ③ 支払給与額の一定の増加



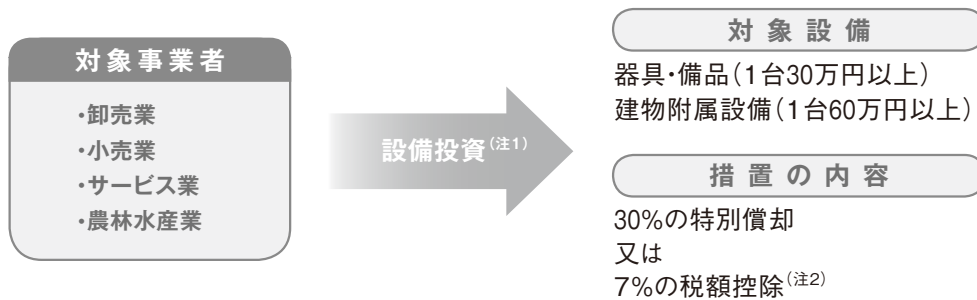
【改正内容】

40万円に
拡充!

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設

- 地域経済を支える中小企業の活性化を図る観点から、商業・サービス業、農林水産業を営む中小企業等が経営改善のために行う店舗改修等の設備投資を行った場合、30%の特別償却又は7%の税額控除(法人税額の20%を限度)ができる制度を創設します。

[平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に対象設備を取得等して指定事業の用に供した場合に適用します。]



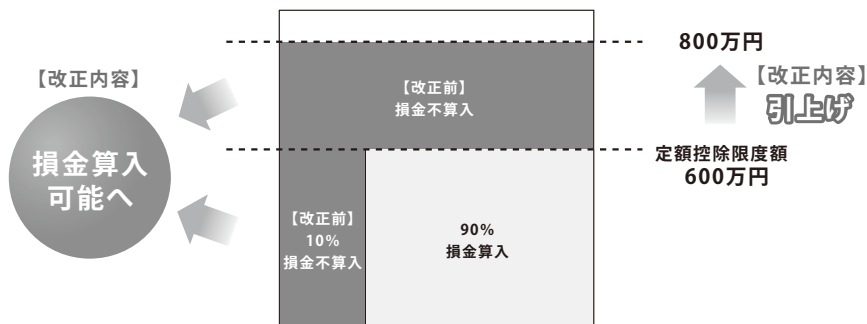
(注1) 商工会議所などが助言。

(注2) 税額控除は、資本金3,000万円以下の中小企業に限ります。

中小法人の交際費課税の特例の拡充

- 中小法人の活動を支援するため、800万円以下の交際費を全額損金算入可能とします。

[平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。]



福島復興再生特別措置法の改正に伴う措置

- 避難解除区域等への企業誘致を促進するため、避難解除区域に係る課税の特例の対象区域に避難指示解除準備区域及び居住制限区域を追加します。
- 立地促進区域に新規に進出した事業者に対して、現行制度(注)と同様の措置を適用します。

(注) 現行制度

- 事業用設備の即時償却・税額控除制度
- 避難対象者を雇用する場合の税額控除制度

源泉所得税の改正のあらまし

平成 25 年 4 月 国 税 庁

○国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】

○源泉所得税の納付は電子納税で!!

e-Tax(イータックス)ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、平成25年3月30日付で所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)が公布されました。源泉所得税関係については、主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注)1 このパンフレットは、平成25年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています(平成25年度税制改正に係る政省令の改正は平成25年3月に一部行われましたが、平成25年4月以降も行われる予定です)。

2 このパンフレットにおける税率は、所得税と復興特別所得税の合計税率である旨を明示している部分を除き、所得税のみの税率となっています。所得税の源泉徴収を行う際は併せて復興特別所得税の源泉徴収を行うこととされていますので、ご注意ください。

1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が改正されました。
この改正は、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(非課税口座を設定しようとする年の1月1日において20歳以上の人に限ります。以下「居住者等」といいます。)が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内で管理される上場株式等(以下「非課税口座内上場株式等」といいます。)(注)について、非課税口座を開設した日から同日の属する年の1月1日以後10年以内に得た次の所得については、所得税を課さないこととされています。

① 非課税口座内上場株式等の配当等(非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して支払を受けるものに限り。)

② 非課税口座内上場株式等の当該金融商品取引業者等への売委託等の方法により行う譲渡による譲渡所得等

(注) 非課税口座に受け入れられる上場株式等は、非課税口座を開設した日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れたものの取得対価の額の合計額が100万円を超えないもの等に限られます。

なお、この非課税措置は、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用することとされています。

(2) 改正の内容

イ 非課税口座を開設することができる期間が、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間(改正前：平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間)とされました。

ロ 非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等が、非課税口座に非課税管理勘定(注)を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年(改正前：非課税口座を開設した日から同日の属する年の1月1日以後10年)内に得た上記(1)①及び②の所得とされました。

(注) 非課税管理勘定とは、非課税口座以外の取引に関する記録と区分するために下記ハにより設けられる勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等は、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れた次の上場株式等の取得対価の額((ロ)の上場株式等については、移管時における時価)の合計額が100万円を超えないもの等に限られます。

(イ) その非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等で、取得後直ちにその非課税口座に受け入れられるもの

(ロ) その非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等

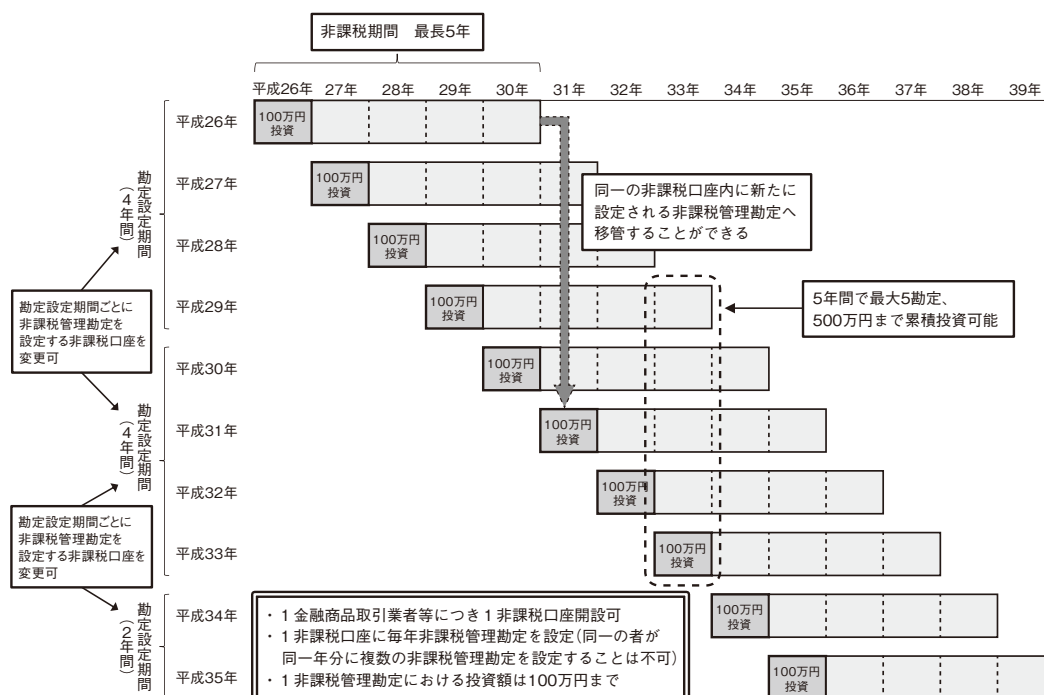
ハ 非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、その非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書(注)に記載された勘定設定期間(非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。以下同じです。)内の各年の1月1日(年の中途において非課税適用確認書が提出された場合におけるその提出年にあつては、その提出の日)に非課税管理勘定を設けるものとされました。

(注) 非課税適用確認書とは、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、次の①から③までのいずれかの勘定設定期間、その勘定設定期間の区分に応じた基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます。

	勘定設定期間	基準日
①	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
②	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
③	平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、その勘定設定期間の基準日における住所を証する書類(住民票の写し等)を添付した交付申請書を、金融商品取引業者等の営業所に提出するものとされています。

【非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の概要】



2 平成27年分以後の所得税の税率について、課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。

この改正は、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

3 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限(現行:平成25年12月31日)が平成29年12月31日まで4年延長されるなどの拡充が行われました。

4 利子等の支払者の本店等の移転があつた場合には、移転前に支払った利子等に係る源泉所得税の納税地は、移転後の本店等の所在地とされました。この改正は、平成25年6月1日以後に利子等に係る源泉所得税を納付する場合について適用されます。

第58回 通常総会・飛驒法人会 改組55周年記念総会 ならびに 公益社団法人 飛驒法人会 第1回 定時総会開催

●と き 平成25年5月28日 ●ところ 高山グリーンホテル

○平成25年度公益社団法人となり第1回目の定時総会は、会員多数の出席を得て、平成24年度事業報告・収支決算報告、平成25年度事業計画案・収支予算案・役員改選案を承認。
出席会員数85社 外に委任状提出993社。

○来賓名古屋国税局法人課税第二部次長 加藤治男氏、高山税務署長 藤原茂由氏、名古屋税理士会高山支部長 三野島徹氏から祝辞を賜り、大同生命保険(株)・AIU損害保険会社・アフラック各社の祝電を披露して盛会裏に終了。

○永年、常任理事・監事を務められた方々が表彰されました。

高山税務署長表彰

(株)北長商店 北村 勝氏

(公社)飛驒法人会会長表彰

コサカ種苗(株) 小阪 順三氏

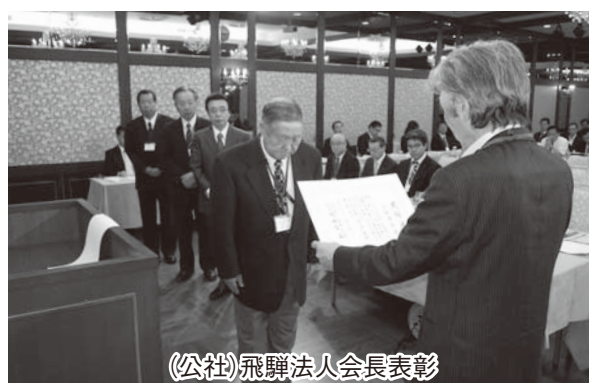
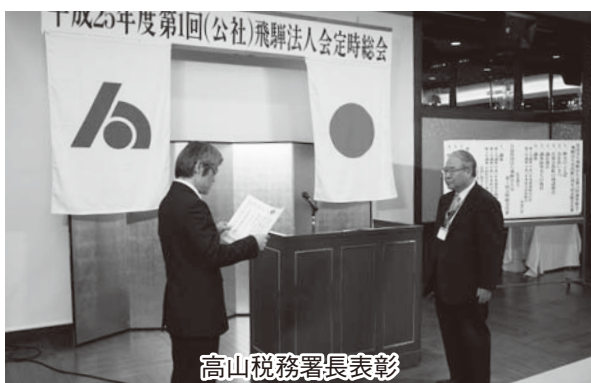
三島輝男税理士事務所 三島 輝男氏

山口石油(株) 山口 富彦氏

(有)下町自動車 下町 和夫氏

○引き続き、MMPC税理士法人 松井正勝税理士氏による記念講演、演題「中小企業経営と会計の役割」がありました。

○講演会終了後、懇親会に移り交流・意見交換を展開。本年度の懇親会は昨年引き続き、友誼団体の飛驒青色申告会と合同開催したので、一層の盛会となりました。



平成24年度 事業報告 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(社)飛驒法人会は、「法人会の基本的指針」が示す、よき経営者を目指すものの団体としての認識の下、研修会などの開催により会員の積極的な自己啓発を支援し、企業経営の健全な発展に資するとともに、租税教室による税知識の普及など公益目的事業にも積極的に取り組んだ。新公益法人制度への対応は、公益社団法人へ移行し、公益性と透明性を一層高めることとした。

1. 組織の現状

平成24年12月末における会員数は1,886社(前年同期比53社減少)で加入率は49.7パーセント(前年同期比0.6ポイント減少)となり、県平均値52.2パーセントを2.5ポイント下回り、依然として経済低迷の影響による会員減少傾向が進んでいる。

2. 事業の実施状況

(1) 公益目的事業

青年部会・女性部会による小学校児童への租税教室、税を考える週間行事の税金クイズ並びに会報誌・ホームページでの税知識の普及活動など、対象を非会員にも拡大して取り組んだ。

また、講演会の開催、地域イベントへの協賛、福祉施設への寄付や訪問など、社会貢献活動に取り組んだ。東日本大震災に対する支援活動として本年も、義援金を提供した。

(2) 会員支援等事業

総会時の懇親会などの会員交流、全日本労働福祉協会による健康診断、並びに生命保険3社、損害保険会社提供の福利厚生制度の推進に努めた。

平成24年度 収支決算報告

■ 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
基本財産運用収入	1,000	857	雑 収 入	1,350,500	3,901,253
特定資産運用収入	1,500	637	繰 入 金 収 入	21,619	42,564
会 費 収 入	11,500,000	11,886,950	特定資産取崩収入	0	650,309
事 業 収 入	55,000	232,602	当 期 収 入	20,772,168	25,049,522
助 成 金 収 入	6,342,549	6,592,600	前期繰越収支差額	3,842,748	3,842,748
負 担 金 収 入	1,500,000	1,741,750	収 入 合 計	24,614,916	28,892,270

■ 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
事 業 費	17,384,630	18,625,603	繰 入 金 支 出	21,619	42,564
管 理 費	2,946,070	6,188,165	予 備 費	3,871,597	0
基本財産取得支出	1,000	857	当 期 支 出	24,614,916	25,568,063
特定資産取得支出	390,000	710,874	次期繰越収支差額	0	3,324,207

平成 25 年度 事業計画 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

基本方針

公益社団法人飛驒法人会は、従前の社団法人飛驒法人会の基本方針を踏襲するとともに、一層の公益性と透明性の向上を図り「法人会の基本的指針」が示す、よき経営者を目指すものの団体として、組織の充実強化を図りつつ、税務当局と協調して、消費税期限内納税の推進をはじめe-Taxの拡大など納税意識の向上と租税教室、税務研修会、会報誌・ホームページによる税知識の普及等を図り、会員の積極的な自己啓発を支援するとともに、一般市民にも各種事業への参加を求めるなど、企業経営及び地域社会の健全な発展実現に努める。

推進する主要事業

「公益目的事業」

1 租税教育等事業

- ①租税教室 ②税の絵はがきコンクール ③税金クイズ(税を考える週間行事)
- ④税務研修会 ⑤広報誌・ホームページによる税情報の提供

2 社会貢献事業

- ①時局講演会 ②地域イベント協賛
- ③社会福祉団体等への寄付・ボランティア活動

「会員支援事業」

- ①福利厚生事業 ②健康診断

平成 25 年度 収支予算

■ 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年予算額
基本財産運用収入	1,000	1,000
特定資産運用収入	1,000	1,500
会 費 収 入	12,700,000	13,000,000
事 業 収 入	120,000	55,000
補 助 金 収 入	6,118,800	6,342,549

科 目	予 算 額	前年予算額
雑 収 入	1,150,500	1,350,500
繰 入 金 収 入	35,935	21,619
当 期 収 入	20,127,235	20,772,168
前期繰越収支差額	3,324,207	3,842,748
収 入 合 計	23,451,442	24,614,916

■ 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年予算額
事 業 費	16,809,350	17,384,630
管 理 費	2,851,150	2,946,070
繰 入 金 支 出	35,935	21,619
基本財産取得支出	1,000	1,000

科 目	予 算 額	前年予算額
特定資産取得支出	390,000	390,000
予 備 費	3,364,007	3,871,597
支 出 合 計	23,451,442	24,614,916

(公社) 飛驒法人会役員改選 (平成25年~27年)

役 職	氏 名	法 人 名	役 職	氏 名	法 人 名
会 長	岡田 贊三	飛驒産業(株)	理 事	挾土 貞吉	(株)挾土組
副 会 長	洲岬 孝雄	(株)洲さき	〃	和仁 裕一	和仁産業(株)
〃	伊東 祐	益田信用組合	〃	鈴木 進悟	(有)鈴木工務店
〃	牛丸 理	アルプス薬品工業(株)	〃	小坂 守	(株)小坂建設
〃	山本 善隆	(株)山善商店	〃	林 謙三	飛驒信用組合
常任理事	松岡 守	(株)マツオカ	〃	向井 鉄也	(株)紀文
〃	桂川 廣明	桂川電工(株)	〃	柳 七郎	(株)柳組
〃	熊崎 信義	飛州木工(株)	〃	渡辺 久憲	(有)渡辺酒造店
〃	長瀬 雅彦	(株)長瀬土建	〃	林 誠	飛驒建設(株)
〃	老田 哲康	(有)老田屋	〃	島 秀太郎	CF建設(業)
〃	小瀬 富夫	(有)焼乃湯	〃	中田 学	(株)中田電気工事
〃	北村 斉	日進木工(株)	〃	星屋 俊人	(株)讃建
〃	鍋島 道雄	(株)鍋島商店	〃	加藤 孝美	(有)加藤建築
〃	細尾 晃	高山信用金庫	〃	大宮 昌夫	(有)大宮自動車整備工場
理 事	新谷 政晴	(株)高山グリーンホテル	〃	蓑谷 雅彦	(株)みの谷
〃	田丸 正則	蒲田建設(株)	〃	原田 勝由樹	(有)原田酒造場
〃	亀谷 豊	(株)アルプスサイン	〃	川崎 誠	川崎電気工事(株)
〃	三ツ谷 昌巳	高山米穀協	〃	河尻 浩次	大垣共立銀行高山支店
〃	早川 妙子	(株)斐太バス	〃	滝 康洋	(株)水明館
〃	住 宏夫	高山印刷(株)	〃	船坂 時彦	うお時商店(有)
〃	杉浦 晃	杉浦電気工事(株)	〃	杉山 和宏	高山電材(株)
〃	宇野 幸洋	十六銀行高山支店	専務理事	中谷 朋子	(公社)飛驒法人会
〃	中川 正之	(株)ハウテック	監 事	松井 正勝	MMPC税理士法人
〃	二木 長右衛門	二木酒造(株)	〃	山下 英一	(株) 櫻
〃	説田 三郎	(株)セツダ			

第1回 (一社)岐阜県法人会連合会定時総会開催

●と き 平成25年6月6日 ●と ころ 岐阜グランドホテル

○名古屋国税局課税第二部長 野々村元次氏はじめ来賓多数を迎えて盛大に開催

○県連の一般社団法人認可が報告された。

○功労者表彰として、全法連会長・県連会長から表彰状の贈呈(敬称略)

全法連会長表彰(飛驒法人会の受賞者)

副 会 長 山本 善隆 (株)山善商店
理 事 林 誠 飛驒建設(株)

県連会長表彰(飛驒法人会の受賞者)

常任理事 松葉 慶一 森本建設(株)
理 事 住 宏夫 高山印刷(株)

休憩室

今宵も「鶏ちゃん」で一杯、 飲みましょう!

鶏ちゃん合衆国 大統領 長尾 伴文

♪ケイちゃん ちゃんちゃん
また食って ちゃんちゃん 鶏肉入れてね
ケイちゃん ちゃんちゃん
また来て ちゃんちゃん キャベツも一緒にね
ケイちゃん ちゃんちゃん
まだまだ 食べましょう ホロホロ酔いましょう
ワイワイ語りましょう ぼちぼち 行きましょう
今日は最高! 今日は最高!
今日は最高! 今日は最高!

単調な歌詞の繰り返しながら軽快なリズムで響くこの曲は鶏ちゃん合衆国国歌「鶏ちゃんの歌」である。

街中のお祭り広場や商業店舗などで流れたりすると妙に耳にこびりつき、いつの間にか子供は身体をくねらせながら踊り始めてしまう。

何と国歌に合わせ、振りをつけた「鶏ちゃんの踊り」も出来上がり、下呂温泉の芸妓さん、舞妓さんが披露する。しなやかな手足のしぐさでコミカルにそれはもう鶏ちゃんを超えた



芸妓さん、舞妓さん「鶏ちゃんの踊り」

＜華・食＞の世界に化す。

「鶏ちゃん合衆国」は、「鶏ちゃん」のおいしさと楽しさを広くアピールしようと設立され、今年7月20日で1周年を迎え、「鶏ちゃんガイドブック」や鶏ちゃん情報を入手できるiPhone専用アプリも誕生した。

鶏ちゃんの特徴は地域やお店によって味や食感が異なること、その多様性をお互いに尊重しようという考えから、鶏ちゃんのお店やメーカーを一つの「独立国」のように見立て、その連合体＝合衆国という連想で「鶏ちゃん合衆国」と名付けた。

合衆国の担い手は鶏ちゃんパックメーカー、鶏ちゃん飲食店、鶏ちゃん関連商品のメーカーである＜州＞、鶏ちゃん小売専門事業者の＜自治区＞、鶏ちゃん活動を応援する＜国民サポーター＞で構成され、現在までに72州・2自治区・国民サポーター110人までに拡大した。

鶏ちゃん合衆国であるから国歌があり、国旗「鶏条旗」、国章、憲法(鶏法)まで揃う。有志メンバーが「政府」を組織し、特に選挙で選ばれたわけではないが、私が以前から鶏ちゃん文化の普及活動に取り組んでいたことから代表者として「大統領」に就いている。

鶏ちゃん合衆国は鶏ちゃんを「B級グルメ」とは呼んでいない。

岐阜県の誇るべき郷土料理であり、下呂、郡上、荘川地域等その風土を盛り込みながら、独自の味を醸し出している。我々はその違いを認めながらそれぞれを味わう活動を基本としている。

「鶏ちゃん」とはいかなる料理かと問われた



国歌「鶏ちゃんの歌」を演奏するGoo連帯

場合、

- 鶏肉であること
 - 一口サイズにカットしてあること
 - 秘伝のタレに漬け込むかまぶしてあること
- としており、鶏肉料理である前にタレ料理であることを強調する。

タレ部分が抜けてしまうと単なる鶏肉炒め、鶏肉の野菜炒めになってしまい、「鶏ちゃん」ではなくなる。

そして何より、＜鶏ちゃん文化を熱く語れること＞が郷土料理として育つ絶対的な条件と考える。

鶏ちゃん発祥伝説も探る。

鶏ちゃんは、もともと卵を産まなくなった鶏、廃鶏(はいけい)を食べていた家庭料理であり、昭和30年代に入ると急増した公共事業の



「人間国宝」表彰を受取る〈肉の天狗〉戸谷道子さん(右)

現場で働く労働者向けの飲食店メニューとして出されるようになった。

7月20日の「鶏ちゃん合衆国建国1周年記念式典」では下呂市萩原の精肉店「天狗」の戸谷道子さんと下呂市馬瀬の食堂・民宿旅館「梅本屋」の二村純次さんの二人を人間国宝に認定し、表彰状を贈呈した。

戸谷道子さんは昭和9年生まれ。昭和32年に精肉店を開店され、その後間もなくご主人がお亡くなりになってからは女手一つで息子さん

である現社長の吉之さんを育てる一方、昭和34年に「味付けかしわ」の名前で鶏ちゃんの販売を開始され、その直ぐ後に「味噌づけかしわ」としても人気が高まった。

昭和34年という年代は家庭用鶏ちゃんの販売としては岐阜県内で最も早いケースでありその後、商品名は「鶏ちゃん」となり家庭における鶏ちゃん普及のきっかけをつくられ、今なお庶民に愛される鶏ちゃんを販売される。

二村純次さんは昭和14年生まれ。昭和30年代初めに村の人と一緒に鶏を飼っていて卵を産まなくなった廃鶏をおいしく食べることができないだろうか話し合う中で、かしわはいいダシが出ることに着目、味を付けて煮込む形の鶏ちゃんを考案された。一方で同じ仲間は焼くタイプの鶏ちゃんを発案した人もあり、様々な味の鶏ちゃんが同時に誕生することになった。

二村さんは昭和40年代、飲食店営業許可手続きに際しメニューの名前を決める必要があり、その当時下呂市小坂で販売されていた「トンちゃん」をもじって「鶏ちゃん」の名前を付けられた。

鶏ちゃんはかしこまって食べる料理ではない。ビールや焼酎にとっても合い、1人でもワイワイガヤガヤと大勢でも気軽に食べることができる。いろんな店の味と歴史、いろんなパッケージの味とデザインを探る楽しみもある。

さあ、今夜も鶏ちゃん一杯、飲みましょう！

事業所訪問

株式会社 和仁農園

概 要

代表者：代表取締役 和仁 松男
所在地：高山市上宝町見座
設立：平成21年2月
(認定農業者：平成22年4月)
資本金：1,200万円
従業員数：10名(正社員8名 パート2名)
事業内容：農産物の生産販売
関連記事：(株)和仁建設(昭和31年設立 従業員22名)、(有)奥飛驒新鮮村、奥飛驒エコセンター(以上代表：和仁松男)岐阜県農業参入法人会(65社が加盟)初代会長も兼務

対 談

ミルキークイーン等が、全国米・食味コンクールで五年連続総合金賞を受賞!

ききて マスコミでもその活躍が大きく報じられ、数多くの役職を兼務されている社長さんに、遅ればせながらお祝いを申し上げます。今日は、どうぞよろしくお願いたします。



社長 ありがたいことに、ここ数年の全国鑑定コンクールでの金賞受賞を受け、昨年11月には、名稲会会員としてダイヤモンド褒章をも受賞することができました。これも先代が立ち上げた和仁建設という本体があったからこそできたことだと感謝しております。

建設業から中山間地の農業活性化を目指す

ききて そもそも和仁さんは、地元の建設業の中心的存在ですが…。

社長 バブル崩壊後の公共事業の減少で、古くから“おいしい米”が採れる地元“上宝産”農業に着目し、十年ほど前、県下では初めて建設業から農業へと事業参入するようになりました。

ひとつには、農業と建設業が、工程管理・品質管理・安全管理・原価管理など、その手法が同じであったということ、そして長年同じ田舎で暮らす従業員をリストラせずに雇用を継続するには、この方法しかなかったからです。合わせて、耕作放棄地の増加と自然環境に対する危機感もありました。

自立農業としての戦略、慣行農法との差別化

ききて 和仁さんの処では、田植えを6月・稲刈りを10月と周りのかたより1月遅れにさ

れるそうですが

社 長 農業をするにあたって、【買ってもらえる農産物の生産】、【食味が最優先の農業】を戦略としました。出穂期の温度差が大きいほど食味が増し収量は落ちますが、適正収量を守ることによって、良食味を実現し、結果として病気にも強く消毒もほとんど必要がなくなりました。



JR東海P.へは40Kg/日をおにぎり用途として出荷！

ききて 販路についても独自のものをお持ちのようですが

社 長 これまでに培ったブランド力のおかげで、地元奥飛驒温泉郷の旅館・関東中京圏の高級飲食店に、ほとんど年間予約の形で販売しております。一般消費者の方向けにインターネット販売もしておりますが、リピート率は80%にもなっております。変わった処では、名古屋駅のおにぎり店【米'n】(こめいん)での販売が絶好調で、大変な人気を博しております。こちらでは、和仁農園産の米粉を使った“ロールケーキ”“シフォンケーキ”の販売も始める予定です。

農地集積・観光との連携・六次産業化など今後の展開

ききて 地元商工会等での農商工連携にもご尽力されておりますが

社 長 平成の合併後、地方の衰退は目に余るものがありまして、ここ高山市周辺も例外ではありません。耕作放棄地の増加、就農人口の高齢化に対して、行政ともタイアップし、[荒廃農地再生支援事業][ふるさと雇用再生特

別基金事業]等を活用し、あるいはグリーンツーリズム・エコツーリズムの構築によって新規就農者の育成と自立を目指しています。7月上旬には福井県奥越地区農業経営者の皆さんの視察がありましたが、来月には、山形県天童市農業委員会の視察研修をも受ける予定です。私どもの、ここでの取り組みが、ぜひ全国の他市町村へも波及してほしいものだと思っております。ただ、わが社の事業も、飛行機でいえば離陸したばかりで、まだまだ水平飛行の状態まではいっておりません。これからも地域に愛され頼りにされる企業、『感動』され『自立する農業』の確立を目指していきたいと思っております。

ききて 和仁さんには、本日はお忙しいところ貴重な時間を取って頂きまして誠にありがとうございました。TPPとアベノミクス第三の矢『成長戦略』に揺れる日本の農業・社会経済ですが、企業家としての社長さんの心意気を充分にお聞かせいただきました。これからの和仁農園さんのご活躍を心よりお祈りします。

〈中田 記〉



高山支部 飛驒高山で3年に1度の文化芸術祭「こだまーれ」

今年、高山では「誰もが身近に感じ、誰もが参加・行動する文化芸術祭をめざし、3年に一度、四季を通じて文化芸術祭「こだまーれ」を開催しています。愛称の「こだまーれ」は、人と人とが交流し、互いの心が響き(共感)あうイメージの「こだま」と「トリエンターレ」(イタリア語の3年に一度という意味)を掛け合わせた造語だそうです。

4月28日の東京フィルハーモニー交響楽団のオープニングコンサートに始まり、6月の飛驒の里でのイベント等が多く開催されました。



9月7日・8日には「こだまーれ in 古い町並」と題し、音楽、インスタレーション、アートマーケット、酒蔵めぐり等が開催されます。

その他多くのイベントが開催されますので、下記ホームページでチェックして是非参加してみてください。

©HPアドレス hidatakayama-kodamale.jp



(住 記)

小坂支部 先ずは入門編から。人気の小坂の滝めぐり、行くなら今でしょ!

「飛驒小坂の滝めぐり」が岐阜の宝物第1号に認定されて5年、今年も夏のシーズンを迎え県内外から沢山の皆さんが癒しと涼を求めて訪れています。

そこで今回は、数ある人気ツアーの中からおすすめの一つをご紹介します。ツアー名は「覚明(かくめい)トレイル」。今から200年以上昔、数々の苦難を乗り越えて御嶽登山道を切り拓いた修験者にちなんで名づけられたこのツアーコースは、女性や高齢者、お子様も気軽に参加できる言わば「小坂の滝」入門編。多くの観光客を魅了し2012年には、安心して参加できる質の高いツアーとして、日本エコツーリズム協会のグッドエコツアーにも選定されました。ツアーでは、太古の時代御嶽山の噴火によって形成された熔岩流や滝、神秘的な森を地元の親切で楽しいガイドさんがご案内します。



紅葉の唐谷滝

コースは、ショートコース(2時間)とロングコース(4時間)があり、途中では野点のサービスも。グループでお申込ください。ツアー内容・料金等詳しいお問合せ先は、NPO法人 飛驒小坂200滝(TEL0576-62-2215)まで。小坂の滝めぐりは今が旬。行くなら今でしょ。

(小林 記)

古川支部 第2回 ひだコン ～女子会+男子会～

7月28日(日)古川町内で、未婚の男女それぞれ60名づつが参加し(合計120名)『まちコン～女子会+男子会～』が行われました。最近では各地で色々なカタチのまちコンが開かれていますが、飛騨市のまちコンの目的はシンプルに”若者たちの交流そして少子化対策”。

参加者は、1時間毎にお店を移動しながら最終的に3店舗、3グループとの交流を図るというシステムで交流を図りました。開始直後には緊張したような空気が感じられましたが、2店舗目、3店舗目と時間が経つにつれてお酒の力もあり、和気あいあいとした空気になり、会話が弾んでいました。

少子化対策というと少しハードルが上がってしましますが、元氣な若者たちの活発な交流が元氣なまちづくりへとつながると考えれば、非常に有意義なイベントだと感じました。(村坂 記)



萩原支部 来る9月7日(土) 「第27回商工祭」を開催します!

来る9月7日(土)萩原商店街内において、萩原町商工会第27回商工祭を開催します。この商工祭は、地域の方々に地元の企業活動を知っていただきPRするとともに、日ごろの感謝を込めて開催するものです。

町内で製造されている工業製品・住宅産業の紹介をする工業展、飲食店が中心となる食べ歩き街、商工会青年部・女性部コーナーをはじめ、商品券が当たるお楽しみ抽選会・せんご福もち投げなど、催し物盛りだくさん!

今年度で27回目となりますが、お客様も年々増える大人気のイベントです! ぜひ一度お越しください!

- ◎開催日: 9月7日(土) 午後4時～
 - ◎開催場所: 萩原一番街商店街
 - ※小雨決行、雨天の場合は9月14日に延期。
- (青木 記)



昨年の商工祭の様子



青年部会だより

第36回 岐阜県下法人会青年部会連絡協議会の開催計画

- 主管法人会 (一社)岐阜北法人会青年部会
- 日 時 平成25年10月25日(金) 午後1時～
- 場 所 ホテルパーク(岐阜市)
- 協議会内容
- 1 テーマ 「今後の企業経営について考える」
サブテーマ 今後の企業経営の課題について
租税団体・青年部会として企業経営の支援方法について
 - 2 記念講演 講師 五日市剛氏(工学博士)
演題 「ツキを呼ぶ魔法の言葉」
- 参 加 者 各単位会から8名程度、来賓を含め100名

法人会青年部会による租税教育活動の現状等

昨年の全国青年の集い宮崎大会においても租税教育活動の事例発表が行われ、全国各地で法人会青年部会活動の柱として積極的に推進されています。

飛驒法人会では、昨年も各支部青年部会が飛驒各地10校520名の児童に租税教室を開催しました。

児童たちの真剣なまなざしと興味津々の授業態度、その姿に講師自身も感動し、今年度も各支部青年部会に於いて開催の計画があります。

それに先がけ飛驒法人会青年部会連絡協議会として、高山税務署の法人課税第一部門統括官、また昨年の講師経験者を講師に招き、8月20日に講師養成のための研修会を開催します。

公益目的事業の重要な柱と捉えて、児童等に対する租税教育活動を推進します。



女性部会だより

飛驒法人会女性部会の地域社会貢献活動の状況

女性部会では、社会貢献活動の一環として今年度も福祉施設への奉仕活動に取り組みました。

6月4日高山市山田町の社会福祉法人「飛驒慈光会」で窓拭き作業に従事しました。

参加者は11人で、1時間にわたり入園者とことばを交わすなどしながら、廊下や個室の窓ガラス拭きに汗を流しました。



企業訪問



7月4日、飛驒法人会長の企業である飛驒産業(株)を女性部会員12名で訪問いたしました。

モノづくりに対する熱い思いと、環境に配慮した会社全体の取り組み。あらためて飛驒には素晴らしい企業があるということ実感いたしました。

今後も女性部会では企業訪問をしていきたいと思っております。





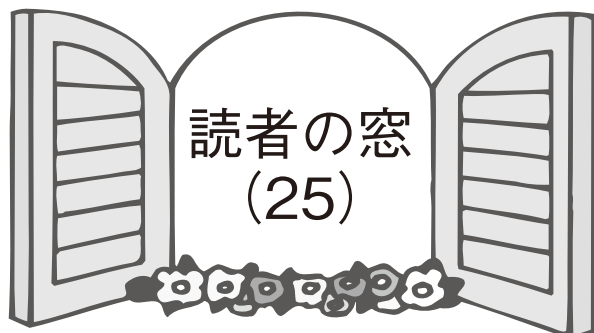
法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



岐阜支社/岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141



岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16 (大同生命広瀬ビル7F)
TEL 058-262-4771



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの投稿をお待ちしています。

投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願いします。

FAX 0577-33-1093

E-mail info@hida-hojinkai.jp

租税教室について

高山市 40代 自営業

昨年、各小学校で児童を対象とした租税教室が行われました。

租税という言葉から、子供達には何か堅苦しく難しい感じに捕われがちですが、実際に授業を拝見して見れば、子供たちの真剣な眼差しが…。

その講師を務めたのは、学校の先生ではなく、たまに見たことのある〈おじさん〉(法人会の会員)が教壇に立つからでしょうか。

内容は、税金を払わないと生活がどう変わるのかをDVDのアニメを活用しながらの楽しい授業で、子供達には納得してもらえる内容だったと思います。

この租税教室には、子供達だけではなく、父兄の方々にも参加して頂ければ、今一度税に対する考えを再認識して頂けるのではないのでしょうか。

私たち大人は勿論の事、子供たちにとっても税は身近なものになっています。自分が納めている税金が自分たちの日常を支えているということを理解することは、子供たちに「気づき」を与え、大人になっていく第一歩としてとても意義深いものだと思います。この授業が、子供たちの将来や、日本の将来に思いを馳せるきっかけとなり、成長の一助となってくれればと願い、今後も租税教室を頑張って続けてほしいと思います。

内角高め危険球(泉谷しげる ラジオ番組名より)

下呂市 50代 自営業

第1球 低い投票率と政治家の本音

例えば7月の参院選の飛驒地区の投票率は65%ほど。県全体では53%ほどなので少しはマシか。どちらにしても過去最低。棄権者「期待できる候補者がいない」、私「そんならお前がやれよ」。そしてまた、政治家いわく「国民はよく見ている」、本音「国民の多くは無知だ」。

第2球 交通違反の取締り

「取締りのための取締りになっている」(F大臣)。7年前の福岡での飲酒事故を教訓として一気に飲酒運転の撲滅運動が高まった。ならば同様に、繰り返し発生している大型トラックによる乗用車への悲惨な事故への対応はどうなっているのか。ほんの一握りのレベルの低い運転手によっていとも簡単に一家の命が奪い去られる。早く強力な手を打てよ。今度またこの種の事故が起こったら許さないですぞ。

第3球 サッカーと旭日旗

ここんとこようやく見なくなったと思っていたらまた出してくれましたねえ。確かに由緒正しき日本の旗ではあるが、国の内外を問わず一般的には「旧・日本軍旗」とみられても致し方ない。多くの人が気分を害するのを承知で健全なるサッカー会場で振り回すとは。問題を難しくするだけのヤカラを会場に入れるなよなあ。

あくまでも全て危険球。ぶつけていないのでお許しください。少しでもこの国が良くなることを願います。

事務局だより

講演会開催のお知らせ

- とき 平成25年11月25日(月)
午後6時30分～(開場6時～)
- ところ 高山市役所地下ホール
- 講師 株式会社 アイテラス代表取締役

こんの かっ こ
今野 華都子 氏



1953年生まれ 宮城県出身。

第1回LPGインターナショナルコンテストL6(フェイシャル部門)において、日本最優秀グランプリを受賞。

さらに2004年12月には、世界110ヶ国の中で最優秀グランプリを受賞し、世界一のエステティシヤンの称号を得る。

タラサ志摩スパアンドリゾート株式会社取締役や、千葉・柏の葉のCARNAフィットネスアンドスパ(株)代表取締役社長を経て現在、株式会社 アイテラス代表取締役を務める。

今回は「**幸せに生きる**」という演題で講演していただきます。**入場は無料**です。どなたでもお聴きいただけます。お誘い合わせてお出掛け下さい。

編集 後記

■残暑お見舞い申し上げます。近年、突然の集中豪雨など不安定な気象現象が発生しています。真因は解りませんが、地球温暖化が関係しているようにも思われます。休憩室にあるように“今宵も「鶏ちゃん」で一杯飲みましょう”で真因について大勢でワイワイガヤガヤ議論してみるのも一興ではないでしょうか。

■高山税務署は7月10日付けにて人事異動がありました。署長さんをはじめ多くの署員の方々が異動されました。新署長の井家益光いのいえますみつさんは石川県小松市ご出身です。温泉めぐりをしたいそうです。「飛驒法人会だより」の担当は上席調査官 後藤 学さんが転勤にて、新任 神谷成孝さんが就任されご指導をいただくことになりました。

■「とんなんしいぺい」にあります古川支部の第2回ひだコン～女子会+男子会～はぜひ少子化対策に貢献できるよう期待します。

■「読者の窓」租税教室の重要性は高まるばかりです。今後も続けていただきたいものです。

(M.N)

平成25年8月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島道雄	矢島俊彦	説田三郎	青木秀幸	新井 雅	松下松寿
村坂壽紀	追分英輔	中田昭彦	住 宏夫	下本一伸	長瀬栄二郎
北村教子	山下和子	松井多美子	倉坪千佳子		